

院内感染対策指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止に留意し、感染等発生の際にはその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療施設にとって重要である。

院内感染防止対策を全従業員が把握し、指針にのっとり医療が提供できるよう、本指針を作成するものである。

2. 院内感染対策のための組織に関する基本事項

当院における感染防止対策を総合的に企画、実施するために、委員長を議長とし、各専門職種代表と各部門の責任者を構成員として組織する院内感染対策委員会を毎月1回、定期的に行います。また、緊急時は、臨時会議を開催いたします。

3. 院内感染対策のために職員に対する研修に関する基本方針

院内感染防止対策の基本的な考え方及び具体的な方策について職員に周知徹底を図るため、職員研修は就職時の初期研修1回のほか、年2回全職員を対象に開催します。

4. 院内感染発生時の報告に関する基本方針

院内感染の発生の予防及びまん延の防止を図るため、「感染情報レポート」を週1回程度作成し、スタッフの情報共有を図るとともに、院内感染防止対策委員会で再確認等して活用する。異常発生時は、その状況及び患者への対応等を院長に報告する。

5. 院内感染発生時に対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図ります。

また、届出義務のある感染症患者が発生した場合には、感染症法に準じて行政機関へ報告します。

6. 患者様等に対する指針の回覧に関する基本方針

この指針は、患者等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示等を行い、閲覧の推進に努めます。

7. 院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、院内感染対策マニュアルを整備して、病院従業員への周知徹底を図ります。また、マニュアルの定期見直しを行います。



医療法人 仁医会

あいちリハビリテーション病院

AICHI REHABILITATION HOSPITAL